

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部改正について

令和2年6月4日
学校教育課

1 改正理由

県立高等学校適正化実施計画及び奈良県立高等学校設置条例の一部を改正する条例（平成30年10月奈良県条例第12号）の規定のうち、令和3年度入学者選抜に係るもの（※）について規定を行うほか、法改正等に伴う規定の整備を行うもの。

（※）西の京高校の廃止及び榛生昇陽高校専攻科の設置については規則改正済

2 改正内容

（1）令和3年度入学者選抜関係

① 高等学校の設置

学校名	課程	学科名
奈良商工高等学校	全日制	機械工学、情報工学、建築工学、総合ビジネス、観光ビジネス、情報ビジネス
	定時制	機械、ビジネス
高円芸術高等学校	全日制	普通、音楽、美術、デザイン
商業高等学校	全日制	会計、情報ビジネス、経営ビジネス、総合ビジネス
奈良南高等学校	全日制	普通、情報科学、総合

② 高等学校の廃止

- ・奈良朱雀高等学校
- ・高円高等学校
- ・奈良情報商業高等学校
- ・大宇陀高等学校
- ・大淀高等学校
- ・吉野高等学校

③ 課程の廃止

- ・五條高等学校定時制（五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校）

④ 入学時に提出する誓約書

県立高校への専攻科の設置（令和3年4月1日：榛生昇陽高等学校）に伴い、誓約書の提出が必要な者に「専攻科の入学生」を加える。

（2）法改正等に伴う規定の整備

- ・単位の修得（第20条の2）
- ・学校医（第32条の4）

3 施行期日

- （1）令和3年度入学者選抜関係：令和3年4月1日
- （2）法改正等に伴う規定の整備：公布の日

4 経過措置

(1) 廃止となる高等学校の存続期間

- ・奈良朱雀高等学校（全日制）、高円高等学校、奈良情報商業高等学校、大宇陀高等学校、大淀高等学校、吉野高等学校
：令和5年3月31日まで存続
- ・奈良朱雀高等学校（定時制）：令和6年3月31日まで存続

(2) 廃止となる学校における原級留置者への対応

原級留置となった者で、当該学校の存続期間中に卒業できないと見込まれる者については、原級留置となった年度の次の年度より、以下の学校の相当学年に在学しているものとする。

廃止となる高等学校	在学しているものとする高等学校
奈良朱雀高等学校（全日制、定時制）	奈良商工高等学校（全日制、定時制）
高円高等学校（全日制）	高円芸術高等学校（全日制）
奈良情報商業高等学校（全日制）	商業高等学校（全日制）
大宇陀高等学校（全日制）	榛生昇陽高等学校（全日制）
大淀高等学校（全日制）	奈良南高等学校（全日制）
吉野高等学校（全日制）	

- (※) 廃止時に五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校に在学する生徒については、令和3年4月1日に設置される五條市立西吉野農業高等学校に学籍変更となる（新設校の管理者は五條市であるため、本規則には規定されない。）。

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（案）

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二十条の二第一項中「教科・科目」の下に「、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間」を加える。

第三十条第一項中「全日制の課程」の下に「及び専攻科」を加える。

第三十二の四第二項中「及び指導」を「、指導及び助言」に改める。

別表第一奈良県立奈良朱雀高等学校の項を削り、同表奈良県立国際高等学校の項の前に次のように加える。

奈良県立奈良商工高等学校	奈良市柏木町二四八	全日制	機械工学、情報工学、建築工学、総合ビジネス、観光ビジネス、情報ビジネス
		定時制	機械、ビジネス

別表第一奈良県立高円高等学校の項を削り、同表奈良県立山辺高等学校の項の次に次のように加える。

奈良県立高円芸術高等学校	奈良市白毫寺町六三三	全日制	普通、音楽、美術、デザイン
--------------	------------	-----	---------------

別表第一奈良県立奈良情報商業高等学校の項を削り、同表奈良県立桜井高等学校の項の前に次のように加える。

奈良県立商業高等学校	桜井市大字河西七七〇	全日制	会計、情報ビジネス、経営ビジネス、総合ビジネス
------------	------------	-----	-------------------------

別表第一奈良県立五條高等学校の項を次のように改める。

奈良県立五條高等学校	五條市岡町一四二	全日制	普通、商業
------------	----------	-----	-------

別表第一奈良県立大宇陀高等学校、奈良県立大淀高等学校及び奈良県立吉野高等学校の項を削り、同表奈良県立十津川高等学校の項の前に次のように加える。

奈良県立奈良南高等学校	吉野郡吉野町大字 飯貝六八〇、吉野 郡大淀町大字下湊 九八三	全日制	普通、情報科学、総合
-------------	---	-----	------------

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二十条の二第一項及び第三十二条の四第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則別表第一に規定する奈良県立奈良朱雀高等学校の全日制の課程の機械工学科、情報工学科、建築工学科、総合ビジネス科、観光ビジネス科及び情報ビジネス科、奈良県立高田高等学校の全日制の課程の普通科、音楽科、美術科及びデザイン科、奈良県立奈良情報商業高等学校の全日制の課程の流通ビジネス科、会計ビジネス科及び情報ビジネス科、奈良県立大宇陀高等学校の全日制の課程の普通科、奈良県立大淀高等学校の全日制の課程の普通科並びに奈良県立吉野高等学校の全日制の課程の森林科学科、建築工学科及び土木工学科にあっては令和五年三月三十一日までの間、同表に規定する奈良県立奈良朱雀高等学校の定時制の課程の機械科及びビジネス科にあっては令和六年三月三十一日までの間、この規則による改正後の奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則別表第一の規定にかかわらず、なお存続するものとする。

(原級留置となった者に対する措置)

3 前項の規定によりなお存続することとされた高等学校のうち、次表の上欄に掲げる高等学校に在学し第二十一条の規定により原級に留め置くこと(以下「原級留置」という。)となった者で、同項の規定によりなお存続するとされた期間中に当該高等学

校を卒業できないと見込まれる者は、当該原級留置となった年度の次の年度より、次表の下欄に掲げる高等学校の相当学年に在学しているものとする。

奈良県立奈良朱雀高等学校	奈良県立奈良商工高等学校
奈良県立高田高等学校	奈良県立高田芸術高等学校
奈良県立奈良情報商業高等学校	奈良県立商業高等学校
奈良県立大宇陀高等学校	奈良県立榛生昇陽高等学校
奈良県立大淀高等学校	奈良県立奈良南高等学校
奈良県立吉野高等学校	

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則(案) 新旧対照表

改正案				現行											
<p>別表第一(第二条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>学校名</td> <td>位置</td> <td>課程名</td> <td>学科名</td> </tr> </table>				学校名	位置	課程名	学科名	<p>別表第一(第二条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>学校名</td> <td>位置</td> <td>課程名</td> <td>学科名</td> </tr> </table>				学校名	位置	課程名	学科名
学校名	位置	課程名	学科名												
学校名	位置	課程名	学科名												
<p>3 略</p> <p>2 及び3 略</p> <p>(学校医等) 第三十二条の四 略</p> <p>2 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、県立学校における保健管理に関する専門的事項に<u>関し技術、指導及び助言に従事する。</u></p>				<p>3 略</p> <p>2 及び3 略</p> <p>(学校医等) 第三十二条の四 略</p> <p>2 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、県立学校における保健管理に関する専門的事項に<u>関し技術及び指導に従事する。</u></p>											
<p>2 及び4 略</p> <p>(誓約書) 第三十条 高等学校の校長は、生徒の入学を許可したときは、全日制の課程及び専攻科については第十二号様式及び第十三号様式、定時制及び通信制の課程については第十二号様式及び第十四号様式による誓約書を、それぞれ提出させなければならない。</p>				<p>2 及び4 略</p> <p>(誓約書) 第三十条 高等学校の校長は、生徒の入学を許可したときは、全日制の課程については第十二号様式及び第十三号様式、定時制及び通信制の課程については第十二号様式及び第十四号様式による誓約書を、それぞれ提出させなければならない。</p>											
<p>第二十條の二 校長は、生徒が教育課程に従つて、<u>教科・科目、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間</u>を履修し、その成果が教科・科目、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間の目標から見て満足できると認められたときは、当該学年の学年末において、その<u>教科・科目、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間</u>について所定の単位を修得したことを認定しなければならない。ただし、特に必要があると認める場合には、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。</p>				<p>第二十條の二 校長は、生徒が教育課程に従つて、<u>教科・科目を履修し、その成果が教科・科目の目標から見て満足できると認められたときは、当該学年の学年末において、その教科・科目について所定の単位を修得したことを認定しなければならない。ただし、特に必要があると認める場合には、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。</u></p>											

奈良県立山辺高等学校 奈良県立山辺高等学校		略	略	奈良県立国際高等学校	奈良県立奈良商工高等学校	奈良県立奈良商工高等学校 奈良市柏木町二四八 全日制 機械工学、情報工学、建築工学、総合ビジネス、観ネス、光ビジネス、情報ス、ビジネス、機械、ビジネス	改正案	
略				略	略			全日制
奈良市白毫寺町六	全日制			略	略			略
奈良県立山辺高等学校	略			略	略			略
奈良県立山辺高等学校 奈良県立山辺高等学校		略	略	奈良県立国際高等学校	奈良県立奈良朱雀高等学校	奈良県立奈良朱雀高等学校 奈良市柏木町二四八 全日制 機械工学、情報工学、建築工学、総合ビジネス、観ネス、光ビジネス、情報ス、ビジネス、機械、ビジネス	現行	
略				略	略			全日制
奈良市白毫寺町六	全日制			略	略			略
奈良県立山辺高等学校	略			略	略			略

	奈良県立十津川高等学校	奈良県立奈良南高等学校		改正案
略	吉野郡吉野町大字 飯貝六八〇、吉野郡大淀町大字下湊 九八三	全日制	普通、情報科学、総合	
	奈良県立十津川高等学校		奈良県立吉野高等学校	現行
略		吉野郡吉野町大字飯貝六八〇	三	
		全日制		
		森林科学、建築工学、土木工学		